

特定大学技術移転事業の実施に関する計画の承認について

令和5年5月1日

文部科学省及び経済産業省は、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(平成10年法律第52号)第4条第1項の規定に基づき申請のあった、以下の機関における特定大学技術移転事業の実施に関する計画について、同法第4条第3項に基づき承認しました。

機関名	実施計画の承認を受けた期日	主な提携大学	備考
一般財団法人福島医大トランスレーショナルリサーチ機構	令和5年4月28日	公立大学法人福島県立医科大学	実施料等の収益の配分割合の公表手段は、ホームページ等による

(参考)「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」について

本法は、大学等における技術に関する研究成果を民間事業者に移転し、社会における有効活用を促進するとともに、その結果得られる資金等の大学等への還流を通じて、大学等における研究の進展に資する「特定大学技術移転事業」を実施するTLO(Technology Licensing Organization)の整備を目的とするものです。

特定大学技術移転事業を実施しようとする者は、実施計画を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出し、実施計画が適当である旨の承認を受けることができます。承認を受けた事業者(承認TLO)は、特許料等の減免等の支援措置を受けることができます。